

循環第 1964 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 28 日

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会 様

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長



優良産廃処理業者認定制度の運用について (通知)

このことについて、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から通知がありました。貴会員への周知をお願いします。

担当：産業廃棄物担当 北原

TEL：0952-25-7108

E-mail：junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

環循規発第 2002251 号
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

優良産廃処理業者認定制度の運用について (通知)

産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業は広い意味でのインフラであり、産業廃棄物処理業者が地域社会と連携しつつ、その社会的地位を向上させることは、循環型社会の構築に向けて重要であり、このような認識の下、「平成 30 年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、令和元年 5 月 29 日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されたところである。

この報告書の内容も踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 5 号）が令和 2 年 2 月 25 日に公布され、その一部は同日から施行されることとなった。

については、同令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）のうち、公布の日に施行される部分について、留意すべき事項を次のとおりお知らせするので、優良産廃処理業者（優良認定基準（規則第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 及び第 10 条の 16 の 2 に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）認定制度の運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

現に優良産廃処理業者ではない者として許可を受けている者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことについては、「許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付

与について」(平成 25 年 8 月 27 日付け環産産発第 13082712 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」(平成 30 年 6 月 8 日付け環循規発第 1806081 号当職通知)において、一定の場合に限り認めるべき旨を示してきたところである。

今般、優良産廃処理業者の制度の活用を更に促す観点から、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことを認めることとしたので、以後はそのように取り扱われたい。なお、現に優良産廃処理業者として許可を受けている者が更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を受けることも、原則として差し支えない。

認定を受ける際に、遵法性に係る優良認定基準(規則第 9 条の 3 第 1 号、第 10 条の 4 の 2 第 1 号、第 10 条の 12 の 2 第 1 号及び第 10 条の 16 の 2 第 1 号)については、原則として従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことが必要となるが、更新期限の到来を待たずして申請を行う場合には、従前の許可の有効期間が 5 年に満たないときがあるところ、そのようなときは直近の 5 年間に特定不利益処分を受けていないことが必要となる。この 5 年間は連続して許可を受け続けている必要がある(その途中で許可の更新があることは差し支えない。)ため、いまだ最初の許可を受けてから 5 年に満たない者が更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可を受けることはできないことに留意されたい。

なお、更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から 7 年間となるので念のため申し添える。

以下は、全産連からの資料。

優良認定基準の見直しに係る改正省令の概要について

環境省は、優良認定基準の見直しに係る改正省令を2月25日に公布した。改正省令は、本年2月25日と10月1日の2段階の施行である。改正の概要は次の通りである。

1. 令和2年2月25日施行

(1) 優良認定の任意申請

優良認定の申請については、これまでどおり更新許可の申請時にあわせて行うとともに、新たに任意の時点(許可の有効期間の途中)での申請を可能とするための改正省令が2月25日に公布・施行された。

今回の省令改正では、優良認定基準のうち遵法性基準の適用対象期間(従前の許可の有効期間)を見直し、2月25日から「当該許可の前に受けていた許可の有効期間を含めた直近の5年間において特定不利益処分を受けていないことをもってこの基準(事務局注:「遵法性基準」)を満たすものとする」とされる。

例えば更新許可を取得して3年を経過した事業者の場合には、この更新許可の経過期間である3年と更新許可取得前の旧許可の有効期間のうち直近の2年分を合算して遵法性基準の「5年間」とし、当該更新許可の残り2年の有効期間を返上する形で優良認定を申請することが可能となる。

2. 令和2年10月1日施行

(1) 第三者機関による優良認定基準の一部の審査代行と適合証明書の発行

都道府県等が行う優良認定基準の審査のうち、「事業の透明性に係る基準(透明性基準)」の審査を代行する第三者機関を環境大臣が指定する(公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が指定される予定)。

この第三者機関は、産業廃棄物処理業者の申請を受けて当該処理業者の透明性基準の審査を行い、基準に適合していれば「適合証明」を発行(有料)する。当該処理業者は、この適合証明を各都道府県等に提出することにより、透明性基準に係る各都道府県等への申請書類を省略することができる。

(2) 「事業の透明性に係る基準」の基準項目の追加

①追加される基準項目の概要

優良認定基準のうち「処分業者の事業の透明性に係る基準」として、「処理を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持ち出し先の情報を開示することの可否」の公表を追加する。

②公表の考え方

中間処理業者が中間処理産業廃棄物の処分委託先や再資源化物の売却先等の取引先（持出先）に関する情報（取引先事業者名等）の開示を排出事業者から求められた時に、当該情報をその排出事業者に開示することの「可否」をインターネット上で公表する。

③公表の期間

原則として「許可の更新の申請の日前6月間」インターネット上で公表し、変更の都度更新を行わなければならない。

また、経過措置として、令和2年10月1日から同年12月31日までの間に優良認定を申請する処理業者については、同年7月1日までに当該公表を開始すれば基準適合とされる（7月1日までに公表を開始しなければ、その期間中の申請は認められないことに注意）。

（「優良認定基準の見直しに係る省令改正の施行等スケジュール」を参照）

(3) 「財務体質の健全性に係る基準」（財務基準）の見直し

直前3年のすべての事業年度において、自己資本比率が10%を下回る場合であっても、「営業利益+減価償却費が直近1年の事業年度において零を超えていれば基準適合」とするよう省令を改正する。

さらに、自己資本比率に係る基準の前提として、「直近3年のすべての事業年度において自己資本比率が零以上であること」を追加する（自己資本比率がマイナスである場合には債務超過の状態であり、経理的基礎の上でも適合性を欠く）。

以上

優良認定基準の見直しに係る改正省令の施行等スケジュール（令和2年4月～）

改正事項	令和2年（2020年）												令和3年（2021年）	
	2～4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
任意申請	2月25日改正省令施行（申請受付開始）													
第三者機関	審査代行業務稼働準備												審査代行・適合証明発行業務開始	
透明性基準 （追加基準）													改正省令施行（追加基準の適用開始）	
10月～12月の間に申請 する場合の公表期間の 経過措置	公表準備（7.1までに公表）													
（参考例）経過措置に よらず10月に申請する 場合の公表期間	さんぱいくん（産廃情報ネット）を利用したインターネット上での公表可能												申請可能	
	インターネット上での公表（申請の日前6月間）												申請可能	
財務基準（新基準）													改正省令施行	